

大和市告示第60号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱等の一部を改正する要綱

(大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成21年大和市告示第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第4条第2項中「前項第1号及び第2号」を「前項各号」に改める。

第6条第1項第1号中「申請をした母子家庭の母又は父子家庭の父」を「当該申請者」に改め、同項第2号中「申請者」を「当該申請者」に、「児童扶養手当証書の写し」を「当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)」に改め、同項第3号中「申請者」を「当該申請者」に、「当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類」を「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」に、「証明書を含む。以下同じ」を「証明書を含む」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 当該申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者という。)の場合は、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類

第8条第3項中「には」の次に「、第6条各号に掲げる書類及び」を加え、同項ただし書中「所得に関する」を「同条第1項第3号及び第4号に掲げる」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同項中第4号を第1号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3号様式の項の次に次のように加える。

第4号様式	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書	第6条及び第8条
-------	----------------------------	----------

別表第4号様式の項中「第4号様式」を「第5号様式」に改める。

(大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成21年大和市告示第87号)の一部

を次のように改正する。

第2条中「者をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第5条第1号中「当該者」を「当該対象者」に改め、「なる者」の次に「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用者」という。）」を加える。

第6条第2項第1号中「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「対象者」に改め、同項第2号中「母子家庭の母又は父子家庭の父に」を「対象者が児童扶養手当受給者の場合は、当該対象者に」に、「対象者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の受給者の場合」を「ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。」に、「母子家庭の母又は父子家庭の父の」を「対象者の」に、「当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類」を「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 当該対象者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）の場合は、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類

(4) 当該対象者が前条第1号に掲げる者の場合は、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類を含む。）

第6条第3項及び第4項中「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「対象者」に改め、同条第5項中「市長は、」の次に「当該」を加える。

第7条中「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「対象者」に改める。

第8条第1項中「限る」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「当該者」を「当該受給者」に改め、同条第3項中「同条第2項第3号に」を「同条第2項第3号中」に改める。

第9条第1項中「母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと等により支給要件」を「対象者の要件」に改める。

別表第4号様式の項の次に次のように加える。

第5号様式	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書	第6条及び第8条
-------	----------------------------	----------

別表第5号様式の項中「第5号様式」を「第6号様式」に改める。

(大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年大和市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第2条中「現に児童」の次に「（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）」を加え、「（同法第6条第3項の児童であって、当該ひとり親家庭の親に扶養されている者をいう。）」を削る。

第4条第1項第1号中「10分の2」を「10分の4」に、「100,000円」を「200,000円」に改め、同項第2号中「10分の8」を「10分の6」に改める。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 当該受給希望者が児童扶養手当受給者の場合は、当該受給希望者に係る児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

第6条第3号中「限る。以下同じ」を「限る」に、「証明書を含む。以下同じ」を「証明書を含む」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 当該受給希望者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）の場合は、当該受給希望者の子の戸籍謄本及び当該受給希望者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類

第8条第1項ただし書中「ではない」を「でない」に改め、同条第2項中「には、」の次に「第6条各号に掲げる書類及び」を加え、「第3号」を「同条第3号及び第4号」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同項中第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第7号を第3号とする。

第9条第1項ただし書中「ではない」を「でない」に改め、同条第2項中「には、」の次に「第6条各号に掲げる書類及び」を加え、「第3号」を「同条第3号及び第4号」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同項中第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

第10条中「大和市母子・父子自立支援員設置規則（平成23年大和市規則第1号）に基づき

設置される」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、第3条中大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第4条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。